

採用決定者が甲に入社後6ヶ月未満で、本人の責による解雇又は自己都合により退職した場合は、乙は甲に対し、入社日からの期間に応じて業務委託料に下記内容にある返金規定内の料率を乗じた額を返還する。

- ① 入社後1ヶ月未満の場合 80%相当額
- ② 入社後1ヶ月以上3ヶ月未満の場合 . . 50%相当額
- ③ 入社後3ヶ月以上6ヶ月未満の場合 . . 20%相当額
- ④ 入社後6ヶ月以上の場合 返金なし